

「お～する」の利益性の有無について¹⁾

周 国 龍

要 旨

「お+動詞連用形+する」について、先行研究では授益、或いは受益があるとされてきた。本稿はその制約条件を再検討した上、「お～する」という表現形式とその動詞を分けて考察した。その結果、「お～する」は動作の及ぶ相手に敬意を表する機能のみあり、利益性の有無はその動詞の利益性の有無によることがわかり、謙譲表現「お～する」表現形式に利益性がないことが明らかになった。また、授受表現には丁寧度の異なる敬語表現も同時に備わっているため、動作の及ぶ相手だけでなく、第三者に利益もマイナス利益も向けていくことができる。授受表現と謙譲表現とのそれぞれの特徴から見ても「お～する」表現形式に利益性がないことが明らかである。

1. はじめに

謙譲表現「お～する」は「お+動詞連用形+する」のことで、動作主を低め、動作の及ぶ相手を高めるという機能を有する表現形式である。「お～する」の制約条件、利益性²⁾などについては先行研究で議論されてきたが、その制約条件は果たして議論し尽くされたのか、「お～する」に先行研究で言うような授益あるいは受益の意味があるのであろうか、あるとすれば、「お～する」という表現形式に含有されているのか、それとも用いられる動詞の意味によってもたらされたのか、本稿は「お～する」の制約条件とその動詞の意味を考察して両者の関係を明らかにし、そして授受表現との比較を通して、「お～する」の利益性の有無を明らかにする。

2. 先行研究について

「お～する」について、主に宮地（1978）、北條（1978）、菊地（1979, 1980, 1998）、鶴田（1986）、森山（1990）、周（2003）及び王怡（2004）といった先行研究がある。これらの先行研究は「お～する」の使用条件、意味、利益性等の視点から考察された。先ず主な先行研究を

概観しておく。

宮地は人間関係の角度から「謙譲語をA B間の関係規定の把握だけとしてでもなく、Bへの敬意だけとしてでもなく、両者の複合としてみていること、行為者とその行為の方向の概念を持ち込んでいることが、特徴である」と指摘し、例えば「A氏がB氏をお訪ねする」という表現については「訪ねる」先方と「お～する」先方が一致してB氏であり、そして、A氏について「訪ねる」主体と「お～する」主体とが一致している」と説明している。宮地の行為の向ける相手と「お～する」の向ける相手が一致していることが本稿において重要なヒントになる。

北條（1978）は「目上の人のために何かをする」というニュアンスを持つ動詞であるかどうかは「お～する」が使用できるかどうかの条件としている。殆どの他動詞は「お～する」で使用できるが、自動詞以外に一部の他動詞に「目上のために」という意味が少ないので「お～する」がつきにくいとしている。北條は「お～する」の使用条件の主眼は「目上のために」という意味の有無におき、「お売りする」は使用可能だが「お買ひする」の使えない理由は「目上のために」ならないからだとしている。しかし、「お～する」使用の可否は「目上のために」ではなく、それ以前に使用の制約条件に満たしたかどうかが前提条件になると考えられる。

鶴田（1986）は主に「お～する」の代行行為の使用条件と「お～する」が誰に敬意を表すかについて論じ、「お～する」の利益性の有無についてはつきりは言及していない。鶴田は行為の相手をQとPに分け、前者は「お～する」の行為者が本来の行為者であるQ「のために」、「のかわりに」代行行為をする。後者は「お～する」の行為者の行為に巻き込まれるもう一つの行為の行為者であると定義している。そして「お～する」表現にQ, Pの有無によって三種類と分類した。①Qだけ存在する場合、②Pだけ存在する場合、③Q, P同時に存在する場合。「Pを持たない行為の場合、Qが存在し、かつ、Qが敬意の対象であり、Qと行為者との関係からその代行が社会的に当然視される時のみ「お～する」が適格となる」(p. 24)。「PをもちQを持たない行為の場合、Pが敬意の対象であるときのみ「お～する」が適格となる」(p. 25)。一方、QとPが共存する表現に「「お～する」が適格であるかどうかはPが敬意の対象であるかどうかによって決まり、Qが敬意の対象であるかどうかには無関係である」(p. 25)としている。ここに行為者がQに敬意の対象とする場合もあり、Pを敬意の対象とする場合もあるとしていることに注意しなければならない。この考え方によれば「お～する」の敬意の対象は表現中にQ, Pの有無の状況によって変化し、敬意の対象は一定しないことになる。このような現象がありうるかについては後で言及する。

森山（1990）は謙譲語成立の条件という観点から「お～する」を論じ、その「授益性（相手に利益を与える意味）」について3分類した。①動詞の持つ一般的な意味の中に含意されている場合。②行為全体としてみて初めて、「授益」の意味を持つ場合。③文脈や、その場の状況から「授益性」が与えられる場合。また、②, ③の場合、「文脈が変わって、「授益性」が失われたりすれば、謙譲表現も成立しなくなる」(p. 12)。また、「敬意の対象を補語に持たない場

合も成立する。「利益の対象」は格関係を介さなくても、文脈からそれが目当てとする対象を示すことができるから」(p. 12)と説明している。森山は「お買いする」「お考えする」「お飛び込みする」は「いくら心情的に相手のためになされても、相手に直接的な利益を与えることまでは含意されていない」(p. 13)としているが、そういう理由からではないようである。「お買いする」など使用できないのは、動詞による動作の及ぼす補語の対象と「お～する」で表すべき敬意の対象とは一致していないからであって、森山の言う「直接的な利益を与えることまで含意されていない」からではないと考えられる。これについて後で分析を加える。

菊地(1979, 1980, 1998)は謙譲表現「お～する」の使用条件などについて詳述しているが、ここに本稿にとって特に重要な条件を2点のみ記しておく。

1: ……を (に・から・と・のために・について) のような人物が補語として想定できる動詞でなければならない。(1998, p. 287)

2: 補語>話し手, かつ補語>主語 (1979, p. 34)

なお、上位に待遇される人物は、意味上の受益者にあたる人物である(1980, p. 43)としている。

王(2004)は「お～する」と「～さしあげる」との比較で、「利益・恩恵の意味がはっきりと言語形式として現れていないものの、動作主である「私」の代行行為によって相手が利益を受けたことが読み取れる。」(p. 467)と「お～する」に利益・恩恵の意味があると出張している。

3. 「お～する」使用の制約条件の再検討

「お～する」使用の制約条件については菊地(1998)に詳述された通りである。特に菊地の「お／ご ～する」の形が作れるためには「……を (に・から・と・のために・について) のような人物が補語として想定できる動詞でなければならない」という指摘が重要だと思われる。しかし、それだけでは鶴田が言ったようにその動詞の補語をQとしても、Pとしても想定できる、という二通りの可能性がありうることになるわけであるが、「お～する」は果たして鶴田の言ったQという人物に想定して使用できるのであろうか。また鶴田は次の例で同じ(先生に代わって)である場合、例1は(Q)であり、例2は(P)であり、例3の先生は表に出ないが、想像できるのが(Q)になるであろう。このように、鶴田は(Q)が敬意の対象になったり、(P)が敬意の対象になったりして一定していないのである。

1: 先生 (Q) のお供をする時はいつも私がお荷物を全部お持ちする。(p. 23)

1': 先生 (Q) のお供をする時はいつも私が(先生 (P) の)お荷物を全部お持ちする。

2: 母 (Q) に代わって先生 (P) にお話した。(鶴田 p. 25)

3: 鈴木先生 (P) にお話した。(鶴田 p. 25)

3': 先生 (Q) に代わって鈴木先生 (P) にお話した。

例1～例3を見てわかるように、菊地の「お～する」の想像できる「補語」という概念をさらに細かく決めておかなければならない。

鶴田は当然の代行行為という概念を用いて、代行行為が当然視される場合表現は成立しているが、代行行為が当然視されるかどうかだけで当否が分かれる問題でもないようである。例えば、

4：先生は甘いものが好きだから、ケーキをお作りしよう。（森山 p. 12）

×5：先生はケーキが好きだから、ケーキをお買いしよう。（森山 p. 13）

×5'：先生に代わって、学生に配る単語リストをお作りした。（鶴田 p. 31）

これらの例は同じく先生の当然の代行行為と見なしてもよさそうだが、何故成立できるのと成立できずに非文になってしまうのとがあるかについては代行行為で説明できないのが明らかである。

これについて、森山は例4が成立できるのは「敬意の対象を補語に持たない場合も成立する、利益の対象は格関係を介さなくても、文脈から、それが目当てとする対象を示すことができるからであろう」と説明している。ここも動作の及ぼす対象ではなく、敬意の対象としての補語の有無について論じられている。また、例5について森山が「いくら心情的に相手のためになされても、相手に直接的な利益を与えることまで含意されていない」（p. 13）から例5が非文になると説明している。例5'について、鶴田は説明していない。動作の及ぼす対象の補語に問題があると思われる。

このように、以上の例5、例5'は当然の代行行為からも授益の観点からも説明できない。問題の所在は「お～する」の補語に関する制約条件が明確にされていないためだと思われる。従って、それらを説明できるようにするために従来の「お～する」の補語に関する使用の制約条件を更に次のように付け加える必要があると考えられる。

1) 「お～する」の動詞は補語としての人物が想定できる動詞であり、しかも動作主の動作は補語としての人物に及ぼさなければならない。

2) 動作主と動作の及ぼす補語としての人物とは敬讓の人間関係にあり、しかも動作の及ぼす補語としての人物と敬意を表すべき人物と一致しなければならない。

この制約条件で上記の例を説明できるかどうかを検証してみる。

例1～例3において動作の及ぼす人物も敬意を表すべき人物も一致している。従って、これらは上記の制約条件に満たしているから成立するわけである。しかし、

3'：先生に代わって母にお話した。

例3'で「話す」動作は「母」に及ぼすが、しかし、「先生にかわって」ということだから、身内の母には敬意を表すべき人物でなくなる。動作の及ぼす人物と敬意を表すべき人物の乖離によって例3'は非文になるわけである。

例4で菊地の言う想像できる補語の人物を補えば「先生」であり、敬意を表すべき人物も同

じく「先生」だから、上記の制約条件に満たしていることによって成立する。即ち、

4'：先生は甘いものが好きだから、（先生に）ケーキをお作りしよう。

しかし、例5で「買う」動作の及ぶ補語の人物を想像すれば「先生」ではなく、ケーキ屋の店員になる。通常顧客が店員に敬意を表する必要は特にないであろう。

5"：先生はケーキが好きだから、（店員に）ケーキをお買いしよう。

上記の制約条件で言う「動作の及ぼす人物と敬意を表すべき人物と一致しなければならない」に違反しているから非文になるわけである。同じく例5'も「配る」動作の及ぼす人物は学生である。この文で学生は敬意を表すべき人物ではないから非文になるわけである。仮に「鈴木先生に代わって先生方に配る単語リストをお作りした」ように動作の及ぶ人物は例4と同じく尊敬すべき「先生方」であれば例5'は例4と同じように成立できる。

以上、代行行為の観点から、あるいは授益の観点から説明できない例1～例5を上記の制約条件で説明できたと考えてよかろう。

次は鶴田が適切と判断した例を見よう。

6：田中先生（Q）に代わって鈴木先生（P）に、ある辞書をお勧めした。（鶴田 p. 22）

7：お客様（Q）のお買い上げになった商品をここでお包みします。（鶴田 p. 24）

鶴田は6の「（Q）も（P）も敬意の対象で適格になる場合もある」（p. 22）と述べているが、例3のように、（P）にあたる人物を身内か目下に置き換えたまち非文になるが、（Q）を身内か目下の人物に置き換えても非文にならない。

×8：田中先生（Q）に代わって弟（P）に、ある辞書をお勧めした。

9：弟（Q）に代わって鈴木先生（P）に、ある辞書をお勧めした。

この例でわかるように、「勧める」動作の及ぼす補語としての人物も敬意を表すべき人物も（Q）にある人物ではなく、（P）にある人物なのである。

例7において動作の及ぶお客様（P）を補っておくと、次のようになる。

10：お客様（Q）のお買い上げになった商品をここで「お客様（P）のために」お包みします。

実際、動作の及ぶお客様（P）は敬意を表すべき「お客様（Q）」と同一人物で、動作の及ぶ人物も敬意を表すべき人物も当然お客様（P）になるから成立できるのである。

11：お客様（P）のお買い上げになった商品をここで「お客様（P）のために」お包みします。

12：これを先生にお渡ししてくれないか。（森山 p. 4）

森山は「謙譲語」の成立／不成立を考える際には……第三者を待遇しても自然かつ容易に成立しうるかということに配慮する必要がある」（p. 5）と言うが、森山の言う第三者は話し手、聞き手以外に、話題に上った者のことであろうが、本稿の観点で言うと「渡す」という動作は「先生」に及ぼす上、先生が敬意を表する対象でもあるから成立するのである。森山のい

う第三者の場合でも成立するのがこのような場合で、動作が第三者に及ばない（例13）、あるいは敬意を表する対象ではない（例14）場合、成立できないのである。

×13：先生にケーキをお買いしてくれないか。

×14：（先生に）母にお話ししてくださいませんか。

以上の例でわかるように、「お～する」表現において「第三者」という言い方よりも「動作の及ぼす補語としての人物」という言い方のほうが厳密であろう。

補語として想像できる動作の及ぼす人物は同時に敬意を表すべき人物であれば、「お～する」を使用した表現が始めて成立できる。反対に、動作の及ぼす人物が補語にないか、あるいは補語としての人物は敬意を表すべき人物でなければ「お～する」表現は成立できない。このように、「お～する」に関する制約条件をより細かく決めることによって、従来説明できない表現は同一の基準で説明できるようになった。

4. 「お～する」にまつわる利益性について

先行研究において、「お～する」は「目上のためになにかをする」（北條）、「お～する」に「授益性（相手に利益を与える意味）」がある（森山）、「お～する」の補語に当たる人物が「意味上の受益者」である（菊地）、「お～する」にも利益・恩恵性がある（王）とし、謙譲表現の「お～する」に利益授受の意味があるように考えられているようである。

この節では、仮に先行研究において言われる「お～する」表現に利益性があるとするならば、「お～する」という表現形式に利益性が含有されるのか、一部の動詞に利益性の意味が含有されているから利益性が感じられるのか、それとも「お+動詞連用形+する」表現全体に利益性が含有されるのか、について考える。

「お～する」には「いずれも動作主を低めて、動作の及ぼす相手を高めるという謙譲表現の機能は共通に持っている」という周（2003）の観点を継承し、「お～する」表現形式には利益性が含有されておらず、動詞に利益性の意味が含有される場合のみ利益性が認められるという事実を勘案し、利益性の有無は動詞の意味によって生じることから、利益性の有無は動詞の意味に求めるべきであると考える。以下、この観点を立証していく。

4.1. 「お～する」の機能と動詞の意味について

「お～する」は「お+動詞連用形+する」のことで、生産的な謙譲表現の表現形式であり、さまざまな意味を持つ動詞と組み合わせて謙譲表現を作ることができる。周（2003）で「お～する」謙譲表現の機能を動詞の意味によって以下のように四種類に分類した。

- 1) 動作主を低めて、動作の及ぼす相手を高める、単純な謙譲表現の機能を持っている類。
- 2) 謙譲表現の機能は主であるが、受益性の意味も読み取れそうな類

3) 動詞自体はいわゆる自己完結動詞で、その動作は相手に及ぼさないが、「お～する」を用いることによって、動作の及ぼす相手が存在するという含みを持たせることができる動詞である。勿論、謙譲表現の機能も有することになるが、受益性の意味も含有するようになる³⁾。

4) 意図的ではないが、結果的に相手に被害や迷惑になるような場合、謙譲表現の機能は有するが、受益性の意味は含有しない。

動詞の意味に利益性が認められないような場合、「お～する」表現形式の有無で、意味に変化をもたらされることはない。

15：保育園の先生にお尋ねします。

16：駅で先生とお別れしました。

17：PC 製品のご質問をお受けします。

18：順番が来ましたらお名前をお呼びしますので診察室に入り受診して下さい。

例15～例18は「お～する」を取り外して、「尋ねます」、「別れました」、「受けます」、「呼びます」にしても、動作主を低めて、動作の及ぼす相手を高めるという謙譲の機能は失われるが、表現自体の意味は変わらず成立できる。

その行為が実現されれば、動作の及ぼす相手がその利益を受けるという意味のあるような動詞は「お～する」表現形式の有無によっては相手に敬意を表するかどうかに違いはあるが、付加如何にかかわらず、動詞の意味に変化をもたらすことはない。

19：先生をご招待します。（先生を招待します）

20：それでは、ご説明しましょう。（説明しましょう）

21：荷物をお預かりします。（預かります）

「招待する」「説明する」「預かる」は「お～する」の有無で丁寧度は異なるが、動詞の意味に利益性の有無は「お～する」の有無と関係なく成立する。

22：各業界で活躍しているOB や人事担当者から業界の全体像や仕事模様を語っていただきます。人事院人材局の方をお招きします。（招きます）

23：先生をお招きして同窓会を開きます。（招きます）

24：先生を自宅にお招きました。（招きました）

例22、例23、例24は同じ「お招きする」という動詞ではあるが、例22は招かれたほうが利益を受けたと感じるのが難しかろう。例23は先生が卒業生たちと会いたい気持ちがあることを知っていて同窓会に招くのであれば、利益を与えると理解することも可能であろう。例24は自宅に招いてもてなしなどしたりする意味まで含められていれば、利益性が強く含められる可能性があろう。この3例は順番を追って利益性の度合いが高くなるように感じ取られるが、「お～する」の有無は利益性に影響をもたらされていないようである。

例15～例18は動詞の意味に利益性が含まれる可能性は低いが、それと対照的に例19～例21

は動詞の意味に利益性が含まれる可能性が高い。例22～24は文脈により利益性の有無が初めてはっきりする。いずれにしても「お～する」の有無で相手への丁寧度は異なるが、利益性の有無には影響をもたらすことはないように思われる。

このような例を見てわかるように、「お～する」は動作の及ぼす相手に敬意を表する表現形式であり、動詞はその意味あるいは文脈により、利益性の有無が生じる。従って「お～する」が用いられるから利益性が生じるのではなく、動詞或いは文脈の意味によって利益性が生じるのである。

×25：日夜、先生のためにお考えする。（森山 p. 13）

×26：先生のためなら、火の中にでもお飛び込む。 （森山 p. 13）

森山はこのような表現が使えないのは「いくら心情的に相手のためになされていても、相手に直接的な利益を与えることまでは含意されていない」からとしているが、筆者は利益性の有無以前に、例25、例26は「お～する」使用の制約条件に満たされていないから非文になったのだと考える。「考える」、「飛び込む」といった動詞はいわゆる自己完結動詞で、「お～する」を介在させることによっても動作の及ぼす相手が想像されない。従って非文になる原因は利益性の有無よりも制約条件に違反しているというところにあるといえよう。

例25、例26と対照的に成立できるのが、動詞自体でその動作は相手に及ぼす可能性は低いが、「お～する」の介在によって動作が相手に及ぼす可能性が生じることができる動詞である。このような動詞は動作が相手に及ぼすと同時に、相手への敬意の表明にもなる。その利益性も動詞或いはその文脈の意味によって生じる。

27：一等車では、軽食と飲み物をお座席までお持ちします。

28：先生は甘い物がお好きだから、ケーキをお作りしよう。（森山 p. 12）

29：（目の悪い先生のために）新聞をお読みしました。（森山 p. 13）

例27は「お座席の乗客に」、例28は「甘いものが好きな先生に」、例29は「目の悪い先生に」と文脈から動作の及ぼす相手として想像できる。このように、利益性の有無以前に「お～する」において動詞の動作が相手に及ぼすことが前提条件で、及ぼす可能性もなければ「お～する」を用いることができないのである。

以上、「お+動詞連用形+する」は「お～する」の謙譲の機能と動詞の意味という二つの部分により成り立っている。「お～する」は動作の及ぶ相手に敬意を表す機能が働く。一方、動詞はその利益性の有無により表現全体に利益性の意味の有無が決まる。

4.2. 「お～する」「～てあげる」の方向性について

謙譲表現「お～する」では動作の及ぼす補語にある相手と敬意を表すべき相手は一致する必要があるということは第3節で論述した。「～てやる」「～てあげる」「～てさしあげる」といった授受表現の方向性は「お～する」のような制約条件ではなく、恩恵の向ける人物は動作の及ぼ

す人物と一致しなくても表現は成立できる。

30：下記店舗にお問い合わせください、その際にお名前、電話番号をお聞きしますがよろしくお願ひします。

31：高齢者や障害者の話をよく聞いてあげます。毎回同じ話でも、否定したり、さえぎったりしないで、ゆったりとした気持ちで聞いてあげます。

32：「なんかわからないことがあったら聞いてくださいね。僕で答えられないことは先生に聞いてあげますし」

32'：「なんかわからないことがあったら聞いてくださいね。僕で答えられないことは先生にお聞きしますし」

例30の「お聞きします」は「お～する」も「聞く」も問い合わせてきた人に及ぼすだけだが、例31の「～てあげる」も「聞く」も高齢者や障害者に及ぼすだけである。両方とも動作の及ぶ相手に敬意や恩恵が向ける。しかし、例32において「～てあげる」と「聞く」の及ぼす相手は異なる。「聞く」動作の及ぼす相手は「先生」であるが、「～てあげる」の向ける相手は話し手に質問した人になる。このように方向性が一致しなくても表現が成立できる。しかし、例32'のように「お～する」を用いた場合、「お～する」の制約条件により、「お聞きする」相手は「先生」になり、質問した人には「聞く」動作は及ぼさない。

このように、授受表現は動詞の動作の方向と異なることが可能である。これはまた非文とされた例33において「お～する」を「～てあげる」にするだけで正しい文になる理由もある。

× 33：先生は甘いものが好きだから、ケーキをお買いしよう。

34：先生は甘いものが好きだから、ケーキを買ってあげよう⁴⁾.

例34「買う」という動作は動作主と店員との間で行われる場合においても、「～てあげる」の恩恵は先生に向けていくので成立する。

× 35：先生のためなら、お考えする。(前出)

36：先生のためなら、考えてあげる⁴⁾.

動作を誰かに向ける可能性のないような動詞は「お～する」を付加しても非文になる。しかし、授受表現の恩恵の向ける相手は動作の及ぼす人物でもよいし、動作の及ぼさない人物でも可能である。だから、例36のように、「考える」動作と関係なく、恩恵の受け手は明示されるかあるいは想像できるならば成立できるのである。

「渡す」「話す」のような動詞で、動作の向ける相手が必須の場合、謙譲表現「お～する」は動詞の動作が及ぼす相手に向ける。これと違って授受表現の向ける相手は動作の及ぼす相手と同じでもよいし、動作の及ぼす相手と違って恩恵の向ける相手は別に存在することも可能である。

37：山田さんに本をお渡しました。

38：田中さんが忙しいというので、私が(代わって)山田さんに本をお渡しました。

39：山田さんに本を渡してあげました。

40：田中さんが忙しいというので、私が（代わって）山田さんに本を渡してあげました。

例37の山田さんは動作の向ける人物であり、謙譲表現「お～する」の敬意を表すべき相手でもある。例38のような鶴田が言う代行行為の場合においても「渡す」動作の方向と「お～する」の敬意表明の方向は同じく山田さんになる。一方、例39において特に文脈がなければ、通常動作も恩恵も山田さんに向けると理解されるであろうが、例40のように文脈があれば「渡す」動作は山田さんに向けるが、恩恵を受けるのが田中さんになる。

41：後輩の鈴木さんが答えに困っていたので、私は（代わって）先生にお答えしました。

42：後輩の鈴木さんが答えに困っていたので、私は（代わって）先生に答えてあげました。

43：後輩の鈴木さんが答えに困っていたので、私は（代わって）先生にお答えしてあげました。

×44：先生にケーキをお買いしてくれないか。

44'：先生にケーキを買ってあげてくれないか⁴⁾。

×45：（先生に）母にお話ししてくださいませんか。

45'：（先生に）母に話してやってくださいませんか。

仮に先生の質問に答えるとする。例41の「お答えします」は代行行為と理解してよいが、動作も「お～する」も先生に向ける。例42は「答える」は先生に、「～てあげる」は鈴木さんにそれぞれ異なる方向に向ける。例43は「お答えする」は先生に、「～てあげる」は鈴木さんに向ける。例44の「お～する」は前述したように非文になるが、例44'「～てあげる」は先生に向けるから、恩恵の向ける方向としては成立できる。例45は前述したように非文になるが、例45'は「～てやる」は身内の母に、「～てくださる」は先生に向けるので成立できるわけである。

「お～する」の敬意を表する相手は必ず動詞の動作の及ぼす相手と一致している。一方、「～てあげる」は動詞の動作の及ぼす相手と一致して恩恵を表明することも可能であるし、動詞の動作と異なった相手に向けることも可能である。授受表現は主に恩恵の授受を表す表現であり、恩恵は必ずしも動作の及ぶ相手に向けるというわけではなく、それこそ代行行為の（Qのために）動作を行う可能性もあるから、動作の及ぶ相手に限定することはできない。一方、「お～する」は謙譲表現であり、動作主が動作の及ぶ相手に敬意を表する機能のみ有するため、動作の及ばない第三者に向ける可能性はない。従って謙譲表現の特徴と授受表現の特徴は大きく異なっていて、謙譲表現である「お～する」表現形式には授受表現の恩恵の授受という意味は持ち合わせていないわけである。

4.3. 「お～する」と「～てあげる」の利益性について

「お～する」自体は利益恩恵の意味がないとの考えは次のような例も証明になる。

46：明日お伺いします。

×47：明日伺ってあげます。（×てさしあげます）

48：先生のお話を、よくお聞きするんだぞ。（森山 p. 14）

×49：先生のお話を、よく聞いてあげるんだぞ。（×てさしあげます）

50：町政に関するご意見をお受けします。

×51：町政に関するご意見を受けてあげます。（×てさしあげます）

例46の「伺う」自身も謙譲語で「お～する」も謙譲表現なので、相性から言えば矛盾しない。しかし、謙譲語と授受表現で恩恵を与える意味の「～てあげる」とは相反する性質を有するため、例47は非文になる。例48は教えてもらうことであれば、謙虚な気持ちで聞くのが当然であり、例49のように「聞く」ことで先生に恩恵を与えることは考えられない。例50の市民の意見を虚心坦懐にしかも低姿勢でお受けしなければならず、「聞いてあげる」ならば行政当局の姿勢を問われることになるであろう。

同じ動詞で謙譲表現「お～する」表現形式が用いられるか、それとも授受表現「～てあげる」が用いられるかによって、このように正しい文と非文に分かれてしまうのはやはり利益性の有無にその理由が求められるであろう。これらの例を見てもわかるように「～てあげる」によって利益性を持たせることが明らかであり、動詞に利益性がなければ謙譲表現「お～する」で利益性を含有させることを表そうとしてもできないのである。

52：先生をご招待します。

53：先生を招待してあげます⁴⁾。

54：先生を浅草にご案内します。

55：先生を浅草に案内してあげます⁴⁾。

「招待する」「案内する」といった動詞に相手にとって利益になるような意味が感じ取られる。このような場合、「お～する」を用いて動作主を低めて、動作の及ぼす相手を高める上、謙譲表現「お～する」で動詞の利益性を包みこんで利益性となるべく相手に感じさせないところから話し手の気遣いが読み取れ、丁寧な表現になる所以である。一方、「～てあげる」を用いることで授受表現が動詞の利益性の意味を強化させるから、相手に恩着せがましい感じを与えてしまうわけである。

謙譲表現「お～する」はいわゆるマイナス利益の場合には用いられない。それは謙譲表現の性質による。

×56：彼は、先生をお殺しした憎いやつだ。

56'：彼は、先生を殺した憎いやつだ。

×57：犯人は先生に脅迫状をお送りした。

57'：犯人は先生に脅迫状を送ってきた。

×58：私がその変な男をご案内しました。

58'：私がその変な男を案内しました。

謙譲表現の性質から、相手を高めておきながら、マイナス利益性を相手に与えることは考え

られない。これは謙譲表現が用いられず、客観的事実として表現する場合、マイナス利益の意味であっても成立することからもわかるように、謙譲表現である「お～する」はマイナス利益と相容れないものがあり、動詞とあるいは文脈の意味でマイナス利益が含まれる表現と共に存することができない。

謙譲表現「お～する」で相手を高めて敬意を表することはできるが、人をぞんざいに言ったり、いやしめたりすることはできない。一方、授受表現には利益授受の意味を有すると同時に「～てやる」「～てあげる」「～てさしあげる」のように丁寧度の異なる敬語の表現形式も用意されている。それで、利益の場合でもマイナス利益の場合でも対応できるようになっている。

59：ぼくはかれに辞書を貸してやった。

60：あの方が私に傘を貸してくれた。（豊田 p. 78）

61：巡査に道を教えてもらった。（豊田 p. 78）

62：あの小悪魔連をとことん懲らしめてやる。

63：とんだことをしてくれたなあ。

64：勘違いしてもらっては困る。

利益かマイナス利益かは授受表現で区別されるのではなく、動詞か表現全体の意味によって決まるのである。マイナス利益の場合、「～てやる」等丁寧度の低い敬語表現が多く用いられるのも当然であると思われる。

65：早く閉鎖しろ。さもないと変なものを送ってやる。

66：家のパソコンに送ってくれたら、メール送ってやるよ

同じ「送ってやる」でも利益なのかマイナス利益なのかは文脈で分かれるのである。しかし、いずれにしても授受表現は利益性に関する表現形式であり、その表現に異なる丁寧度の表現も備わっている。これと違って、謙譲表現「お～する」は利益の授受に関する表現形式ではなく、自分を低めて相手を高める謙譲の機能のみを有する。

×67：犯人は先生に脅迫状をお送りした。（前出）

68：ご協力いただいた方にお礼状をお送りします。

授受表現には丁寧度の違う表現が用意されており、利益の場合でもマイナス利益の場合でも、それ相応の丁寧度の表現が用意され、どちらにも使用することができるわけである。一方、「お～する」に、自分を低めて相手を高める性質が含有されているので、利益性のある表現との相性はよいが、マイナス利益と性質上相反するものがあるので用いられない。

以上、「お+動詞連用形+する」の動詞の意味あるいは文脈の意味により利益性が含有されることはあるが、「お～する」表現形式には授受表現のような利益性の意味はなく、ただ謙譲表現としての機能のみがある。そのためその機能にそぐわないマイナス利益の表現には用いられないるのである。

5. おわりに

謙譲表現「お+動詞連用形+する」に関する先行研究において、その多くは授益あるいは受益の意味が認められるとしている。本稿は「お～する」の制約条件を再検討し「お～する」の及ぼす補語の相手と敬意を表すべき相手とを一致しなければならないことを明らかにした上、謙譲表現「お～する」の機能と動詞の意味とを分けて考察した。その結果、

- 1) 「お+動詞連用形+する」に利益性が感じられるのは「お～する」という表現形式からではなく、動詞自体或いは文脈に利益性の意味が含有される場合、「お～する」に利益性が感じられる表現になる。動詞にそのような利益性の意味が含まれていなければ、「お～する」が用いられても謙譲表現の機能が働くが利益性は感じられない。だから、利益性の意味のある動詞が用いられる場合「お～する」の謙譲の機能によって恩恵の感じを包み込んでしまうことで相手に丁寧な感じを与えるのである。このような事実から仮に「お+動詞連用形+する」に利益性が認められたとしても動詞に利益性が含まれているのみで、「お～する」には利益性が含まれない。
- 2) 謙譲表現は動作主が動作の及ぼす相手に、自分を低めて相手を高めるのに用いられる表現であり、それに付随する利益があったとしてもそれ以外の第三者に謙譲の表現も利益も及ぼすことはない。一方、授受表現は動作主、動作の及ぼす相手以外の人物にその利益あるいはマイナス利益を及ぼすことも可能である。謙譲表現と授受表現のこのような特徴から見ても、謙譲表現「お～する」という表現形式に例外的に利益性があるとは考えられにくい。
- 3) 授受表現は利益の場合にもマイナス利益の場合にも用いられ、利益なのかマイナス利益なのかは動詞あるいは文脈によるが、授受表現の丁寧度は内容や相手によって対応できる。一方謙譲表現「お～する」表現形式には相手に敬意を表す機能はあるが利益性が含有されていない。仮に利益性がにあったとしても、その動詞の意味に含有される。授受表現は利益もマイナス利益を表す表現方法があるので、「お～する」はマイナス利益を表す表現方法がないのは謙譲表現の性質に相反するからであろう。

このような理由から、「お+動詞連用形+する」表現形式において動詞には利益性の意味が認められる場合はあるが、「お～する」表現形式には謙譲表現の機能があるのみで、利益性はないと思われる。

注

- 1) 「ご～する」という表現形式も含む
- 2) 先行研究において授益性、受益性と二つの言い方があるが、本稿は与える側の立場でもなく、受け

る側の立場でもない「利益性」という中立的立場の言い方とする。

- 3) 利益性の所在について、本稿において考え方す。
- 4) 敬語による丁寧度は不問にする。他の例も同じである。

参考文献

- 山田豊子（1974）「補助動詞「やる・くれる・もらう」について」『日本語学校論集』1号、東京外国语大学付属日本語学校
- 宮地 裕（1978）「敬語の解釈—主としていわゆる「謙譲語」とその周辺—」『敬語』論集日本語研究9、有精堂出版
- 北條淳子（1978）「初級における敬語の問題」『日本語教育』35号
- 菊地康人（1979）「「謙譲語」について」『言語』6月号
- 菊地康人（1980）「上下待遇表現の記述」『国語学』122号
- 鶴田庸子（1986）「謙譲語表現「お～する」の使用条件」『アメリカ・カナダ十一大学連合日本研究センター紀要』9号
- 森山由紀子（1990）「謙譲語成立の条件——「謙譲の意味をさぐる試みとして」『奈良女子大学文学部研究年報』33号
- 菊地康人（1998）『敬語』講談社学術文庫
- 奥秋義信（2000）『誤用乱用テレビの敬語』講談社+α新書、講談社
- 周国龍（2003）「「お～する」について」『鈴鹿国際大学紀要』No. 10
- 王 怡（2004）「利益・恩恵の意味を表す「お～する」に関する一考察——授与補助動詞「～て差し上げる」との関連について——」『平井勝利教授退官記念中国語学・日本語学論文集』白帝社

(Contrastive Linguistics, 対照言語学)